

# 緻密な試験データ分析に基づき

## 合格講座

[全64回] 2時間35分／回

Web講師フレックス制

どなたでも[通学]横溝休日クラスのZoomライブ配信受講可能

# Input

最新動向に対応し毎年改訂

重要ポイントが目で見て分かる

## 合格講座 講義録

法律を初めて学ぶ方でも分かりやすいよう体系的に構成された【合格講座 講義録】をメインに、法律学習には欠かせない【合格六法】、さらには、講義録とリンクした【復習用ドリル】も付属。これらの教材を駆使することで知識の定着・確認作業が効率的に進められます。

### ①出題状況

本試験で出題された年度に「○」を付けています。「○」が多い分野は、優先して学習する必要のあるところです。

### ②イメージ図で理解しやすく

文章だけでは理解しづらい内容については、わかりやすい「図」を使って説明します。

### ③MEMO

本文の内容を補足し、理解を促す内容をMEMOとして記載。

### ④過去問をチェック

実際の問題でどのように出題されているかを過去問で確認。

message



2024年度行政書士試験 合格者の声

零石 隆之介さん

### 重要科目に比重を置いた実践的学習

最大の特長は、初めて法律を学ぶ方が理解に戸惑うことが多い「民法」「行政法」に重点を置いたカリキュラム。配点の高いこの2科目を重点的に攻略するとともに、独自の基準点をもつ「一般知識」などの科目も合格に必要な知識をしっかりと網羅していきます。

Web受講は「講師フレックス制」で自分に合った講師を選択し受講することができます。さらに横溝慎一郎講師が担当する渋谷駅前本校休日クラスの講義をZoomライブ配信しますので、どなたでも自宅にいながらリアルタイムで通学講義を受講いただけます。(→詳細はP.30-31へ)

## 4. 取消訴訟の審理と判決

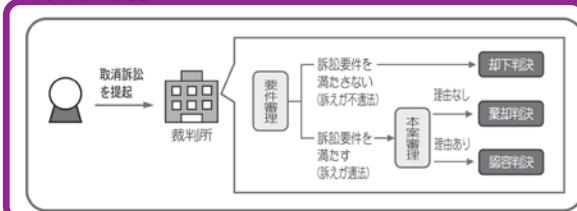
①

▼出題の状況

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

これまで説明してきたのは、取消訴訟の訴訟要件である。論理的な順序としては、裁判所は、(i)まず、訴訟要件を具備しているかどうかを審理する(要件審理)。訴訟要件を具備しているのであれば、次に、(ii)当該処分等に違法があるかどうかを審理する(本案審理)。この審理を経て、裁判所は、判決を下すことになる。

②



※ 要件審理を先に行い、その後で本案審理を行うというのではなくて論理的な順序であり、実際には同時並行で行われることもある。

### 1 取消訴訟の審理の対象

#### (1) 取消訴訟の訴訟物

訴訟における本案審理の対象のことを訴訟物といいます。

取消訴訟の訴訟物については、係争処分の違法性一般をいい、個々の ⇒ 2019-19-3 違法事由ではないと解される。

③

**MEMO** 行政府の裁量行為について、裁量権の逸脱・濫用がある場合のみ、当該処分が違法となる(30条参照)。

④

●過去問● 行政府の裁量行為に属する処分については、取消訴訟の対象とならない。

[1998-38-4]

⇒ × 行政府の裁量行為に属する処分であっても、裁量権の範囲をこえまたはその濫用があった場合には、取消訴訟の対象となる(30条)。

281

テキストには、語句や法令の説明だけでなく、**具体例や実際の事例**が掲載されており、分かりやすかったです。また、事例にはそれぞれ図やイラストが載っていたので、事例の理解がスムーズにできました。さらに、各単元ごとに**試験での出題実績**が掲載されていたので、出やすい単元や、そろそろ出題されそうな単元を知ることができました。**出題実績が細かく載っていることが、市販の教材との大きな違いだと思います。**

# 考え方抜かれたメインテキスト



LECの合格講座講義録だけで、  
法令5肢択一式問題の  
**85%が分かる!**  
(法令5肢択一式160点満点中136点)

LEC東京リーガルマインド

複製・頒布を禁じます

## (2) 違法判断の基準時

取消訴訟の本案で係争処分の違法性が審理される場合、その違法は、どの時点を基準に判断されるか。取消訴訟は、処分の適法性を事後的に審査するものであるから、係争処分がなされた時点を基準に違法性が判断される（最判昭27.1.25）。

## (3) 取消しの理由の制限

5

行訴法

条文

第10条（取消しの理由の制限）

- 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。
- 処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えと提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない。

6

教済

趣旨

1項は、取消訴訟が自己の権利利益の救済を目的とすることにかんがみ、自己の法律上の利益に関係のない違法を主張できないことを定める。10条2項は、手続上の交渉整理のため、裁決取消訴訟において処分の違法を主張できないこと（原処分主義）を定める。10条は、訴訟要件ではなく、本案審理における原告の主張制限について定めたものであるから、これに反する主張がなされると、請求が棄却される。

### (a) 自己の法律上の利益に関係のない違法の主張制限

取消訴訟の原告は、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として、取消しを求めることがない（10条1項）。すなわち、廣告過格が認められても、原告が「自己の法律上の利益に関係のない違法」のみを主張すれば、請求が棄却される。

**MEMO** (i) ここにいう「自己の法律上の利益に関係のない違法」とは、原告の権利利益を保護する趣旨で設けられたのではないか法規に違背したのにすぎない違法をいう。(ii) 定期航空運送事業免許に対して騒音等の被害を受けている空港周辺住民が起こした取消訴訟において、原告が主張する定期航空運送事業免許の違法事由は騒音被害と無関係であるとして、10条1項により失当であるとした判例がある（最判平元.2.17/新潟空港事件）。

282 ►►

## ⑤条文

法律の学習においては、条文の内容を正確に理解することが重要です。それぞれの条文の内容について、講義のなかで学習していくことになります。

## ⑦関連する過去問を明記

本文を扱った過去問の年度と該当問題を紹介。

## ⑥趣旨

それぞれの条文が、どのような目的で作られたのかを説明しています。立法趣旨を確認することによって、条文の内容が理解しやすくなります。

## 2024年度本試験問題と合格講座講義録出題対応表

科目	問題	教材掲載ページ
基礎法学	1-イ	208
	1-工	323
	1-才	323
	3	95
	4	71
憲法	5-1	199
	5-2	138
	5-3	198
	5-4	197
	5-5	197
	6-1	87
	6-2	214
	6-3	214
	6-5	214
	7-1	220
	7-2	220
	7-3	220
	7-4	225
	7-5	249
	27-1	24
27-2	25	
27-3	24	
27-4	26	
27-5	25	
28-1	85	
28-2	85	
28-3	518	
28-4	10	
28-5	84	
29-1	511	
29-2	511	
29-3	511	
29-4	513	
29-5	511	
30-1	194	
30-2	202	
30-3	192	
30-4	194	
30-5	192	
31-1	278	
31-2	278	
31-3	281	
31-4	279	
31-5	279	
32-1	367	
32-2	368	
32-3	138	
32-4	69	
33-1	422	
33-2	422	
33-3	423	
33-4	425	
34-1	446	
34-2	446	
35-1	510	
35-2	511	
35-3	510	
35-4	510	
35-5	504	
36-1	46	
36-4	46	
36-5	48	
37-ア	61	
37-イ	136	
37-エ	146・147	
37-オ	184	
38-1	165	
38-2	178	
38-3	178	
38-4	178	
38-5	164	
39-1	222	
39-2	222	
39-5	224	
40-1	142	
40-2	79	
40-3	121	
40-4	188	
商法・会社法		
22-2	383・441	
22-3	383・441	
22-4	383	
22-5	382	
23-1	426	
23-2	428・430	
23-3	431	
23-4	432	
23-5	432	
24-1	446	
24-2	441・444	
24-3	441・451	
24-4	412・440	
24-5	444	
25-ア	64	
25-イ	433	
25-ウ	65	
25-エ	320	
26-1	一般知識 161	
26-2	一般知識 161	
26-3	一般知識 161	
26-4	一般知識 162	
26-5	一般知識 162	



# リンク!

## 理解度・進捗度をチェック 復習用ドリル

NEW!

問題(左)解説(右)が  
見開きで使いやすい!

LEC東京リーガルマインド

複製・複数を禁じます

▼判例：徳島市公安条例事件（最大判昭 50.9.10）

## 事案

道路上の行進などは道路交通法で規制されているところ、徳島市公安条例でもモデル規制として、同じく道路上の行進を規制していた。Xは、徳島市内でデモ行進に参加した際に蛇行進をし、道路交通法および徳島市公安条例に違反するとして、起訴された。



## 争点

法律の規制事項を、条例が競合して規制することは94条に反しないか?

## 判旨

普通地方公共団体の制定する条例が国の法令に違反する場合には効力を有しないことは明らかであるが、条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによって決しなければならない。例えば、ある事項について国の法令中にこれを規律する明文規定がない場合でも、(A) 当該法令全体からみて、当該規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨にあると解されるときは、これについて規制を設ける条例は、国の法令に違反することになりうるし、逆に、特定事項についてこれを規律する国の法令と条例が同一の目的に基づく規律を重複するものであり、その適用によって国の法令の意図する目的と効果をならん阻害しないときや、(B) 両者が同一目的であっても、国の法令が必ずしもその規定によって全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、それぞれの地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法令と条例の間になんらの矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題は生じえないものである。

道路交通法と本件公安条例が重複して集団行進等に対する道路交通秩序維持のための規制を行っている場合であっても、両者に矛盾抵触するところがなく、条例における重複規制がそれ自体として特別の意義と効果を有し、かつ、その合理性が肯定される場合には、道路交通法による規制は、このような条例による規制を否定する場合ではなく、条例の規制の及ばない範囲においてのみ適用される趣旨のものと解するのが相当であり、したがって、本件公安条例をもって道路交通法に違反するものということはできない。

統治

LEC 東京リーガルマインド 2026 行政書士 合格講座【憲法・基礎法】

複製・複数を禁じます

## ① 人権享有主性

□□□023 憲法第3条の人の権利は、実の評議にもたら基本的人権は心身ともに、また精神的達成上にあり、成人として人権の尊重と人権の保障によっては、その保護の範囲で判断される

□□□024 天皇も日本国民であることから基本的人権は自己の尊重によって保護されるもの、その権利の例外は憲法の規定に認められる

## ② 外国人の権利享有主性

□□□025 基本的人権の保護は、日本国民のみならず在外の在留者に適用されるものである。

□□□026 憲法の法は、日本人だけでなく、外国人について

□□□027 わが国に在留する外国人は、憲法上、外国へ帰らざるものではなく、外国人の再入国自由は、無

□□□028 憲法第2条は、外国人の自由を定めながら、この外国人にとって保護しないといつてもよい

□□□029 政治活動の自由は、わが国の政治的思潮を定めるものであるが、外国人にとって保護しないといつてもよい

□□□030 憲法第3条では地方公共団体の長や議会議員「住民」とは、その地方公共団体に住所を有する者である

□□□031 いわゆる定住外国人は、地方公共団体の長や議付ける法律は、国民主義の侵害であるから、道

POINT

一問一答問題集で知識の定着を図る!  
毎講義後、学習した範囲を一問一答形式の問題を解いて理解度を確認。復習すべきポイントが見えてきます。

POINT

復習の優先度が分かる!  
各問、重要度・難易度を表示。復習の優先度が目で見て分かります。

POINT

学習効率を追求したアウトプット教材

## 科目別答練 / 全日本行政書士 公開模試・ ファイナル模試

解説冊子が見開きだから、  
復習がしやすい!

問題(左)と解説(右)を見開きで対応しているので、同時に読み進めることで力がつきます。また、テキストの該当ページも掲載しているので復習しやすくなっています。

POINT

LEC 東京リーガルマインド 様題・複数を禁じます

問題 25 次の文章は、ある最高裁判所の本筋である。左欄に、右欄に当てる語句の組合せはどちらか。

**LINK**

「条例が他の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、……これを決しないければならない。例えば、ある事項が、他の法令の中にこれを規制する明文の規定がない場合でも、当該規定からみて、右規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放任すべきものとする」であると解されるときは、これについて規律を設ける条例の規定が、他の法令に違反することになりうるし、逆に、特定事項についてこれを規律する他の法令が、その存在とが併存する場合でも、後者が前者と並んで、(A) に基づく規律を設けるものであり、この適用によって前者の規定の意図するところをならん阻害することはないとき、両者が同一の(A)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(B)の規定を設すときは、「これらについて規律を設ける他の規定は他の法令に違反することになりうるし、逆に、特定事項についてこれを規律する他の法令と、両者が同一の(B)の規定を設する場合でも、後者が前者と並んで、(B)に基づく規律を設けるものであり、この適用によって前者の規定の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(C)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(D)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(E)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(F)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(G)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(H)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(I)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(J)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(K)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(L)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(M)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(N)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(O)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(P)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(Q)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(R)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(S)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(T)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(U)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(V)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(W)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(X)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(Y)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(Z)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(A)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(B)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(C)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(D)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(E)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(F)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(G)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(H)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(I)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(J)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(K)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(L)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(M)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(N)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(O)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(P)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(Q)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(R)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(S)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(T)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(U)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(V)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(W)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(X)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(Y)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(Z)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(A)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(B)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(C)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(D)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(E)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(F)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(G)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(H)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(I)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(J)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(K)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(L)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(M)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(N)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(O)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(P)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(Q)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(R)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(S)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(T)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(U)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(V)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(W)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(X)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(Y)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(Z)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(A)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(B)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、丂

LEC 東京リーガルマインド テーマ

25 徳島市公安条例事件（憲法）

合規

重要度 難易度

B 普通

本題は、徳島市公安条例事件最高裁判所判決（最大判昭50.9.10）

「条例が他の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、……これを決しないければならない。例えば、ある事項が、他の法令の中にこれを規制する明文の規定がない場合でも、当該規定からみて、右規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放任すべきものとする」であると解されるときは、これについて規律を設ける条例の規定が、他の法令に違反することになりうるし、逆に、特定事項についてこれを規律する他の法令が、その存在とが併存する場合でも、後者が前者と並んで、(A)に基づく規律を設けるものであり、この適用によって前者の規定の意図するところをならん阻害することはない」とき、両者が同一の(B)の規定を設すことは、他の法令の意図するところをならん阻害することはない」とき、丂

以上より、Aには「趣旨」、Bには「目的」、Cには「効果」、Dには「内容」があり、正解はCとなる。

合格講座講義録【憲法・基礎法】P.290

## 記述基礎力養成講座

[全4回] 2時間30分／回

### 点数を取る為のコツを学ぶ!

記述式問題は、問題に対する解答を40字程度で記述する形式です。「択一式問題」を解くために身につけた知識を「記述式問題」を解く際にどう活かせばよいのか、点数がとれる答案を書けるようになるためのコツを問題演習を通して体得します。

**IN  
put**

**OUT  
put**

各回9問、合計36問出題  
過去問+オリジナル問題

記述式問題の「過去問」を中心に、記述式問題の「解き方」を確認しましょう。問題文に示されている情報を「図」にしています。どのような事案で、どのようなことを問われているのかを整理しましょう。

問題6 以下の【設例】および【判例の解説】を読んで記述せよ。

【設例】  
A所有の甲不動産をBが買い受けたが登記未了であったところ、その事実を知ったCがD領主に対して抱いていた懸念の権利を明らかにし、AをそのままのままでBを害する目的で甲不動産を二重にCに売却させ、Cは、登記を了した後、これをDに転売して移転登記を完了した。Bは、Dに対して甲不動産の取得を主張することができるか。

【判例の解説】  
上記【設例】におけるCはいわゆる背信的悪意者に該当するが、判例はかかる背信的悪意者からの転売者Dについで、無権利者からの譲受人ではなくD自身が背信的悪意者と評価されるのでない限り、甲不動産の取得をもってBに対抗しうるといっている。

上記の【設例】について、上記の【判例の解説】の説明は、どのような理由に基づくものか、「背信的悪意者」は続けて、背信的悪意者の意義をふまえつづけ、Dへの譲渡人Cが無権利者ではない理由を、約字程度で記述しなさい。

(下書き)  
背信的悪意者は、

	10	
	11	

16

17

## 文章理解特訓講座

[全2回] 2時間30分／回

### 文章を読み解くテクニックを身につけ、得点源に変える!!

文章理解の問題の解き方を習得する講座です。文章理解の問題に20分も30分もかけてはいけません。文章理解は5分以内で解けます！

この講座では解法テクニックをお話ししていくとともに、法令科目の長文問題、多肢選択式問題、記述式問題にも応用できる力を身につけます。

**IN  
put**

**OUT  
put**

各回14問、合計28問出題

様々な形式のオリジナル問題

「並べ替え」「空欄補充」から「要旨把握」まで、さまざまなタイプの文章理解の問題の解き方を学びます。一般知識科目の基準点(14問中6問)を突破するためには、例年3問出題される文章理解を確実に得点するのが近道です。

問題1 本文中の空欄 [ ] には、あのアーケのいわゆかるのが入り、空欄 [ ] には、あのA～Cのいずれかの文が入る。その組合せとして妥当なものはどうぞ。

ギリシア彫刻の最も著しい特徴は、その表面が、内に何物かを包む面としてではなく、内なるものとことごとく露わにするものとして、作られていることである。從て表面にあがいたものではなくして、見る者のへ鏡に因る形をなすものと音うことができる。画面の部分の最も内なる骨の筋肉の突出の欠落として活動を見るに向かって見る。 [ ] 我々は外側において内面を見てくれますのである。彫刻家はそれを微妙な彫のねれ方にによって成し遂げている。たとえばバルバノンのフリーズの浮き彫りにおいては、衣紋を削んだ髪のあとはまださざざと残っている。しかもそれによって柔らかい彫物の感覚は尖りややこに現れていている。肉の筋肉はそれほど彫りあとは残されていない。しかし肌のものは皮膚の凹凸を認めためた感じとなり彫やすらに保っている。それは決して横にそぐわぬ面ではない。そういうて毛細物の感触とは全然ちがつた生ける肌の感じが美しく現れてしている。このような微妙な面の感じはローマ時代の模写にはほとんど見ることができない。そこには常に皮膚の面のみが残されている。見て外側と内面とが離れててしまう。しかし様式そのものは外側によってそれの他のたるものと見分けがつかない。だからこれらの操作の見える印象ははなはだ空虚なのである。しかしこのような空虚な操作によつてもなお伝えることのできる一つの顯著な特性がある。それは人體における規則正しい「比例」である。ギリシアの彫刻はすでにアリストテレスからヒュゴラス学院の数の論と直接な関係を持っていた。比例は彫刻の重要な大半の事の一である。すなはち、彫刻の中では最も重要な現象である。ここにギリシアの藝術において把捉された合理的からして數的の學問

I II  
1 ア C  
2 イ B  
3 イ C  
4 ウ A  
5 ウ C

1

2

5,689名<sup>\*</sup>に選ばれた業界最大規模の模擬試験! ※2024年ファイナル模試申込者数

# 全日本行政書士公開模試 ファイナル模試

[全2回] 演習:3時間／解説:3時間

## 科目別答練

[全7回] 演習:1時間30分・解説:2時間

[全1回] 演習:3時間／解説:3時間

インプット⇒答練・模試⇒復習のサイクルで知識力の定着を図る!

知識のインプットをした後は、問題演習を行うことで、知識の定着度合いが明らかになります。演習でのミスは復習の指標となり、原点に立ち返って復習し直すことが更なる力を身につけることに繋がります。

# OUTput

解説冊子が見開きだから、  
復習がしやすい!

詳細な成績表で、  
自分の弱点を把握できる!

### ■科目別答練

各回30問、合計210問出題

解答必須の基本問題

科目別の演習なので、全科目的学習を終えていなくても大丈夫。解説冊子には「合格講座講義録」の該当ページも記載されているので、復習を効率的に行うことができます。

### ■公開模試・ファイナル模試 本試験同様の模擬試験で、 実力把握・実践力強化!

本番ながらの雰囲気・緊張感の中で行う最後のシミュレーション。ここで弱点を炙り出し、本試験での死角をなくします。



POINT

問題(左)と解説(右)を見開きで対応させています。同時に読み進めることができるので、非常に便利です。また、各問、重要度・難易度を表示。復習の優先度が目で見て分かります。

POINT

得点分布図はもちろん、選択肢別の回答率、問題毎の正解率など、復習に役立つ情報が満載です。「正解率」の高いものから優先的に復習して、効率的な学習を実現しましょう!

## インプットからアウトプットまで オールインワンのパーフェクトコース教材ラインナップ

### 受講ガイド



### 合格講座 講義録



### 合格講座 復習用ドリル



### 行政書士合格六法



### 記述基礎力養成レジュメ



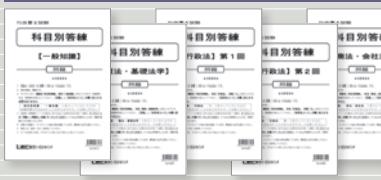
### 文章理解特訓レジュメ



### 過去問ピックアップ



### 科目別答練 問題・解説冊子



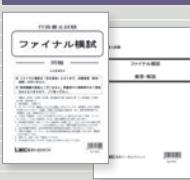
### 本試験過去問題集



### 全日本公開模試 問題・解説冊子



### ファイナル模試 問題・解説冊子



教材費は  
受講料込み!  
追加の費用は  
かかりません!

※教材ラインナップの画像は、2025年合格目標向け講座で使用した教材を中心に掲載しております。2026年合格目標講座では表紙のデザインや冊数が一部異なる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※「商法・会社法」「基礎知識」の過去問ピックアップはございません。ウォーク問過去問題集をご利用ください。